現状・課題・課題への対応(全体像)

1 現　状

少子化の進展による児童の減少に伴う「小学校の小規模化」の進行

○ 児童が学習するに当たって、一学校・一学級当たりの児童数の過少

○ 「切磋琢磨する機会が少ない」、「クラス替えができない」など課題を有する単式学級・複式学級の増加

2 課　題

児童を取り巻く「教育環境」の悪化のおそれ→教育の機会均等の実現困難

○ 授業面

- 他の児童の多様な考え方に触れる機会や学び合い、切磋琢磨する機会が少なくなる。

○ 生活面

- クラス替えができず、入学から卒業まで同じメンバーであるため、児童の交友関係が固定される。
- 適度な刺激や社会性を育む機会が少ない。
- 友達が増えないなど自己形成に必要な集団生活が十分にできない。

○ その他

- 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育の活動に限界が生じる。

○ 学校運営

- 教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。
- 教職員数が少ないため、学年別や教科別の教職員同士で、相談・研究・協力などが行いにくい。

「教育環境」に関する国の方針・輪島市の現状等

○ 国が目安として定める適正規模

- 学級数が概ね12学級から18学級(「手引」：P6)

○ 国による学校統合の促進

- 学級数が6学級以下の小学校については、統廃合の適否を「速やかに検討する必要がある」と明記(「手引」：P11)

⇕

○ 本市の今年度の規模

- 12学級：鳳至小
- 9学級：河井小
- 6学級：大屋小、門前東小
- 4学級：河原田小、町野小、門前西小
- 3学級：鵠巣小、三井小
- 2学級：南志見小

3 行政の義務

児童の学習を援助し、教育活動を展開していくに当たって、ふさわしい「教育環境」の整備

課題への対応

権利の実現

○ 児童の権利

児童には、誰に対しても平等に「教育を受ける権利(学習する権利)」が保障されている。

- 日本のどこにいてもどのような状況に置かれていても、一人一人の個性や持てる能力の可能性を最大限に伸ばせること。

○ 行政への義務付け

行政には、次のような「教育環境」を整備することが義務付けられている。

- 全国的に一定水準が確保される教育を施すことができる「教育環境」
- 教育の機会均等を実現できる「教育環境」

「教育環境」の整備の内容

○ 物的要素

・校舎等の施設設備、教材教具等の維持、修繕等

○ 人的要素

・教職員の配置、監督等

○ 運営要素(その1)

・教材の取扱い、学習指導等

○ 運営要素(その2)

次のいずれかの手段の実施

- **学校の統合**
- **複数校による「交流学習」「合同学習」**

4 計画の策定等

輪島市教育振興基本計画(H28年度からの5年計画)を策定し、【小学校の適正規模・適正配置の検討】を明記

実行

○ 小学校の適正規模・適正配置の検討(「輪島市教育振興基本計画」：P16)

小学校の教育環境の現状について、保護者・地域、教育委員会とが情報を共有し、意見交換などを行いながら小学校の適正規模・適正配置に関し検討を行う。その検討を進めていくに当たり、必要がある場合には、学識経験者等を構成員とする教育委員会の諮問機関の設置など、多様な意見を伺うための方策を講ずる。

検討に当たっての意見聴取

○ 意見聴取の場

- 小学校の今後の在り方を考える意見交換会
- 輪島市立小学校適正規模等検討委員会

5 検討等

【小学校の適正規模・適正配置の検討】を行い、基本方針の作成